

KPMG Japan e-Tax News

No.302 2 April 2024

税務情報

2024 年度税制改正における消費税改正に関する情報

国税庁は 4 月 1 日、2024 年度税制改正における消費税の改正に関する以下の情報を公表しました。

1. 改正消費税法基本通達等の発遣

2024 年度税制改正における消費税の改正では、プラットフォーム課税制度^{(*)1}が創設されたほか、国外事業者等における事業者免税点制度の特例等に関する改正等が行われました。(改正の概要については、2023 年 12 月 21 日発行の KPMG Japan Tax Newsletter 「[2024 年度税制改正大綱](#)」でお知らせしています。)

^{(*)1} 2025 年 4 月 1 日以後に国外事業者がデジタルプラットフォーム（アプリストア、オンラインモール等）を介して国内において行う消費者向け電気通信利用役務の提供のうち、特定プラットフォーム事業者^{(*)2}を介してその役務の提供の対価を收受するものについては、その特定プラットフォーム事業者がその役務の提供を行ったものとみなして消費税の申告・納税を行うこととする制度

^{(*)2} プラットフォーム事業者のその課税期間において、その提供するデジタルプラットフォームを介して国外事業者が国内において行う消費者向け電気通信利用役務の提供に係る対価の額（税込）のうち、そのプラットフォーム事業者を介して收受するものの合計額が 50 億円（課税期間が 1 年に満たない場合には年換算した金額）を超えるものとして、国税庁長官により指定を受けた者

これを受け、国税庁は 2024 年度税制改正に対応した以下の改正通達を発遣しました。

■ [消費税法基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）](#)

たとえば、以下の通達が新設されています。

【プラットフォーム課税制度】

5-8-8 プラットフォーム事業者による国外事業者の判定

プラットフォーム事業者がプラットフォーム課税制度を適用するにあたり、その提供するデジタルプラットフォームを介して消費者向け電気通信利用役務の提供を行う事業者が国外事業者かどうかの判定は、たとえば、その事業者がプラットフォームの利用契約等において申し出た本店所在地によるなど、客観的かつ合理的な基準に基づいて判定している場合にはこれが認められることが示されています。

5-8-9 プラットフォーム事業者自身が行う電気通信利用役務の提供

プラットフォーム事業者が、他の事業者に提供するデジタルプラットフォームを用いて自ら電気通信利用役務の提供を行う場合のその電気通信利用役務の提供については、プラットフォーム課税制度の適用はないことが明らかにされています。

【国外事業者等における事業者免税点制度の特例等】

1-5-21 の 3 総収入金額の範囲

特定新規設立法人の納税義務の免除の特例について、本特例の対象となる特定新規設立法人の範囲に、事業者が直接又は間接に支配する法人を設立した場合において、その法人の基準期間に相当する期間に係るその事業者の国外分を含む総収入金額が 50 億円を超える場合におけるその設立された法人が追加されました。

本通達では、上記の総収入金額には、たとえば、損益計算書上の売上高、受取利息、有価証券利息、受取配当金、有価証券売却益、為替差益、貸倒引当金戻入益、固定資産売却益、負ののれん発生益などの全ての収益の額が含まれることが示されています。

13-1-3 の 5 恒久的施設の有無による国外事業者の簡易課税制度の適用関係

課税期間の初日において恒久的施設を有しない国外事業者は、簡易課税制度の適用を受けられることとされました。たとえば、簡易課税制度選択届出書を提出している恒久的施設を有する国外事業者が、その恒久的施設を有しないこととなった場合には、その有しないこととなった日の属する課税期間の翌課税期間について簡易課税制度が適用されないこととなる旨が明らかにされています。

上記の改正通達のほか、国税庁は 2024 年度税制改正における消費税の改正内容をまとめた [「消費税法等改正のお知らせ」\(PDF 383KB\)](#) も公表しました。

2. 消費税のプラットフォーム課税に関するページの開設

国税庁は、上記の 2024 年度税制改正で創設されたプラットフォーム課税制度に関する情報を集約する [「消費税のプラットフォーム課税について」](#) というページを開設するとともに、以下のリーフレットを公表しました。

■ [消費税のプラットフォーム課税について \(PDF 449KB\)](#)

全 3 ページのこのリーフレットでは、制度の概要が図表を用いて解説されてい
るほか、消費者向け電気通信利用役務の提供を行う国外事業者及びプラットフ
ォーム事業者それぞれの留意点が簡潔にまとめられています。

なお、今後このページに **Q&A** が掲載される予定です。

KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル8F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.